

湯浅町特産品等開発奨励補助金事業審査委員会設置要領

1 目的

本要領は、「湯浅町特産品等開発奨励補助金」（以下「補助金」という。）に係る事業の審査を実施するために湯浅町特産品等開発奨励補助金取扱要綱第10条の規定に基づき「湯浅町特産品等開発奨励補助金事業審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、選考するための審査方法及び審査基準等を示すものである。

2 審査方法

審査委員会は、湯浅町特産品等開発奨励補助事業の適否及び補助金の額その他必要な事項について審査を行う。

3 審査基準

（1）審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

なお、審査委員1人の持点は、合計50点とする。

（2）審査は本要領に基づいて行い、審査項目ごとに各審査委員が審査を行う。

（3）全員審査の合計点の平均が30点以上の場合適当な事業であると判断する。

審査項目 評価の視点	配点
1. 地域性 ①歴史・伝統・風土などの背景があるなど、湯浅町の特色を生かした商品である ②湯浅町のイメージアップにつながる商品である	(10点)
2. 独自性 ①類似商品と比較して、他にはない商品特長がある	(10点)
3. 計画性 ①事業の実施体制が整っている ②販売の手段が整っている ③商品のターゲットが明確である	(10点)
4. 信頼性・安全性 ①商品の安全性を確保できる ②商品に関する責任の所在が明確であり、第三者からの苦情等に対する処理体制が確立されていると認められる	(10点)
5. 市場性・将来性 ①保存性、包装、量について、土産品として適切であり、将来的に流通していく見込みがある ②継続的な生産・販売手段を確立できる	(10点)

4. 審査委員

審査委員は、別紙1に定める者により構成する。

5 事務

審査委員会の事務は、ふるさと振興課商工観光係において行う。

特産品等開発奨励補助金 審査委員	
湯浅町	副町長
	政策企画課課長
	ふるさと振興課長
湯浅町商工会	会長
一般社団法人湯浅町観光協会	会長
湯浅町特産物振興協議会	会長